2　協会員は、以下の項目について具体的内容を記載した社内規則等を定めるものとする。
⑴　債務者等又は債務者等であった者（以下、本条において「顧客等」という。）からの利息制限法第１条第１項に規定する利率を超える貸付けに関する相談その他申入れ等があった場合において、当該顧客等の法律知識に応じ、顧客等に対して丁寧な説明を行うための社内態勢
⑵　顧客等に対して紛争解決等業務に関する規則第108条第３項に基づき相談・紛争解決委員会が指定する団体を適切に紹介するための社内態勢
⑶　過払金支払に際し顧客等に対して過払金総額を通知するための社内態勢
⑷　過払金支払に関する振込み口座の確認に関する社内態勢
⑸　前各号に掲げる社内態勢に係る社内規則等の役職員に対する周知徹底方法
⑹　社内規則等に則った業務運営が行われているかどうかの検証方法

附　則

この細則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則（平20．3．1）

この改正は、平成20年３月１日から施行する。

㊟　改正条項は、次のとおりである。
第６条第１項を改正。

附　則（平20．5．1）

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㊟　改正条項は、次のとおりである。
第２条第１項、第２項第４号、第３条の２、第６条第１項を改正。

附　則（平21．6.18）

この改正は、平成21年６月18日から施行する。

㊟　改正条項は、次のとおりである。
第１条、第４条第１項、第６条第２項第１号乃至第４号、第７条第１項、第８条第１項、第10条第１項、第11条、第12条第１項、第２項第２号、第３号、第６号、第13条第１項、第14条第１項、第16条第１項、第17条第１項、第19条を改正。

附　則（平22．6.18）

この改正は、平成22年６月18日から施行する。

㊟　改正条項は、次のとおりである。
第４条、第７条、第８条、第10条の２、第11条、第12条を改正。

附　則（平25．4．1）

この改正は、平成25年４月１日から施行する。

㊟　改正条項は、次のとおりである。
第６条、第16条を改正。

公害等調整委員会公示第１号

公調委平成二十四年（フ）第一号　北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件について次のような裁定があったので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第四十二条第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月十一日　　公害等調整委員会委員長　宮越　和厚

公調委平成24年（フ）第１号　北海道石狩市花川東地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

裁　　定

札幌市北区北二十六条西十五丁目３番３号

申　請　人　北成通商有限会社
同代表者取締役　清水　信一

札幌市中央区北三条西六丁目

処　分　庁　北海道知事
高橋はるみ
同指定代理人　三浦　正博
同　尾崎　純一
同　松本　智典
同　鈴木　陽介
同　最能　邦夫
同　吉国　真行
同　伏見　弘子
同　小木　将之

主　　文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事　実　及　び　理　由

第１　当事者の求める裁定
１　申請人
処分庁が申請人に対して平成24年６月１日付けでした砂利採取計画不認可処分（石商労第910―２号指令）を取り消す，との裁定を求める。
２　処分庁
主文と同旨
第２　事案の概要
本件は，申請人が砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）16条に基づいて行った砂利採取計画認可申請に対し，処分庁が不認可処分をしたことについて，申請人が，当該不認可処分は違法であると主張して，その取消しを求めている事案である。
１　砂利採取計画の認可に関する法令の規定
砂利採取計画の認可について，法令は次のように定めている。
⑴　法
16条　砂利採取業者は，砂利の採取を行おうとするときは，当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め，当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（括弧内省略）の認可を受けなければならない。
17条　前条の採取計画には，次の事項を定めなければならない。
一　砂利採取場の区域
二　採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間
三　砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項
四　砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか，経済産業省令，国土交通省令で定める事項
18条　第16条の認可を受けようとする砂利採取業者は，次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名
二　登録の年月日及び登録番号
三　採取計画
２　前項の申請書には，砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令，国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。
19条　都道府県知事又は河川管理者は，第16条の認可の申請があった場合において，当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし，公共の用に供する施設を損傷し，又は他の産業の利益を損じ，公共の福祉に反すると認めるときは，同条の認可をしてはならない。
⑵　砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省令，建設省令第１号。以下「省令」という。）
３条　法第18条第１項の規定により法第16条の認可の申請をしようとする者は，様式第一による申請書を都道府県知事または河川管理者に提出しなければならない。（様式第一省略）